

平成 28 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 シ ャ 一 プ 株 式 会 社  
代表 者 名 取締役社長 戴 正 吳  
(コード番号 6 7 5 3)

## 当社に対する訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、原告より訴訟の提起を受けておりましたが、原告が当社に対する訴えを取り下げたことにより解決いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 訴訟の提起から解決に至るまでの経緯

原告らは、被告株式会社ジーエルまたは被告株式会社TOP ONE GLと雇用契約を締結し、当社の三重工場で就労してきた労働者であると主張し、平成 27 年 7 月に解雇通知を受けたことについて、元請会社である被告株式会社ミエテックを含む当社以外の 3 社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに各賃金（合計 1 億 3,955 万 6,250 円）及びこれらに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、当社を含む全被告に対し、連帯して慰謝料 3,700 万円（原告 1 人あたり 100 万円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めておりました。

その後、原告らと被告株式会社ジーエルとの間で裁判外の和解が成立し、また、平成 28 年 9 月 21 日付で原告らが当社に対する訴えを取り下げたことによって解決いたしました。

### 2 訴訟を提起した者の概要

三重県松阪市に在住する個人 37 名

### 3 解決の内容

原告らが当社に対する訴えを取り下げたことにより終結いたしました。

なお、原告らに対する当社の負担はありません。

### 4 今後の見通し

本訴訟の取り下げによる当社業績への影響はございません。

以 上